

■ C I Q 施設

(案)

東京国際空港国際線旅客ターミナルビル

官庁部分建設委託に関する協定書

東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託に関する協定書

国土交通省 東京航空局長 ○○ ○○(以下「甲」という。)と○○○○○ ○○ ○○(以下「乙」という。)とは、東京国際空港国際線旅客ターミナルビル建設に際し、甲が専有する部分(以下「甲の専有部分」という。)と甲が乙と共有する部分(以下「共有部分」という。)の建設を乙に委託するために必要な基本的事項について次のとおり協定を締結する。

なお、「甲の専有部分」並びに「共有部分」とは、第4条で定める所有区分に限り国土交通省が関係省庁と協議を整わせた部分を示すものとする。

(物件の表示)

第1条 東京国際空港国際線旅客ターミナルビル(以下「ターミナルビル」という。)の位置及び整備内容は次のとおりとする。

1. 位置

東京都大田区羽田空港内

2. 整備内容

ターミナルビル建設工事及び付帯施設設置工事

(1) 建物

構造:

延床面積合計 約 ○○ m²、うち甲専有部分 約 ○○ m²

(2) 付帯施設

電気、通信、給排水、衛生、空気調和、昇降機、搬送設備等の付帯設備

(建設費の区分)

第2条 建設費は、次のとおり区分する。

1 設計費

2 工事費(撤去工事等を含む)

イ、直接工事費

ロ、共通仮設費

ハ、諸経費

3 間接費

事務費

事務費の額は、受託費の総額を次の定める額に区分して、順次に対応する率を乗じて得た額の合計額とする。

受託金額	事務費率
20,000千円以下	10%
20,000千円超 50,000千円以下	8%
50,000千円超 80,000千円以下	6%
80,000千円超	4%

4 消費税

(工事の種目及び施工範囲)

第3条 工事の種目及び施工範囲は、次のとおりとする。

1 建築工事

(1) 地業及び基礎

地業は基礎下端以下とし、基礎は最下階の床版以下とする。

(2) 軸体及び外装

外壁、構造壁、防火壁及び鉄骨造防火被覆壁、柱、梁及び柱、梁の耐火被覆、床版
(屋階床版を含み、最下階床版を除く。)、階段、庇の骨組、地下防水等、地下水槽類、
外部仕上げ(窓、扉、屋上手摺、庇の仕上等を含む。)、屋根仕上げ(防水、雨樋を含
む。)等

(3) 内装

室内仕上げ(床面仕上含む。)、軽間仕切り、壁、室内窓等

(4) 外構

外回り工事(犬走りを含む。)、舗床、斜路等

2 電気設備工事

建物内部の受変電設備(自家用発電設備、監視設備等含む。)、動力及び照明設備等

3 通信設備

電話配管設備、防災設備(自動火災報知、防排煙制御、非常放送等)、電気時計設備
テレビ共聴設備、放送設備、保安警備設備等

4 給排水衛生設備工事

建物内の給排水設備、衛生設備、給湯設備、ガス設備、消防設備並びに屋外給排水の
本管接続等

5 空気調和・換気設備工事

空気調和設備及び換気設備等

6 昇降機械設備

エスカレーター、エレベーター設備等

7 撤去工事

地下構造物等

(所有区分)

第4条 物件の所有区分は、別添図面のとおりとし、赤色をもって示す部分は甲の専有部分、黄色
をもって示す部分は共有部分、緑色をもって示す部分は乙の専有部分とする。

なお、細目については、甲、乙別途協議するものとする。

(設計費の負担区分)

第5条 設計費は、概算内訳明細書により算出した、甲、乙それぞれの工事費の割合によって負担するものとする。

(直接工事費の負担区分)

第6条 直接工事費に係る甲及び乙の負担区分は次のとおりとする。

1 建築工事は、次のとおりとする。

(1) 地業、基礎、躯体及び外装

共有部分の地業、基礎、躯体及び外装（以下「躯体等」という。）の工事は、甲及び乙の専有部分の容積比により区分し、甲、乙それぞれ負担する。甲及び乙の専有部分については、甲、乙それぞれの負担とする。

容積とは原則として床面積と階高の積をいう。

①床面積とは壁の中心線等で囲まれた区画の面積をいう。

②階高とは床版上端から上階床版上端までの距離、又は屋根を支える小屋組上端までの距離をいう。

(2) 内装

内装工事のうち、甲及び乙の専有部分は、甲、乙それぞれの負担とし、共有部分については躯体等の負担方法による。境界となる間仕切壁、窓、扉、シャッター等の工事については、専有部分相互間との境界となる境界壁等は折半とし、専有部分と共有部分の場合には折半の後、共有部分をさらに折半とし負担する。

2. 電気設備工事

受変電設備、電力幹線、照明及び動力設備等のうち、甲及び乙の専有設備は、甲、乙それぞれの負担とし、甲及び乙の共有設備については甲及び乙の専有負荷設備容量比により負担する。

3. 通信設備工事

イ、電話用配管設備、電気時計設備、テレビ共聴設備等のうち、甲及び乙の専有設備は、甲、乙それぞれの負担とし、共有設備については甲及び乙の専有回線数比及び専有面積比により負担する。

ロ、防災設備のうち、甲及び乙の専有設備は甲、乙それぞれの負担とし、共有設備については甲及び乙の専有面積比により負担する。

4. 給排水衛生設備工事費

給排水衛生設備等のうち、甲及び乙の専有設備は、甲、乙それぞれの負担とし、次の共有設備は各号に定めるところにより負担する。

(1) 給水引込設備は甲及び乙の専有給水引き込み管の口径断面積比により甲、乙それぞれ負担する。

(2) 共有建物の屋根排水管路は共有建物の甲及び乙の専有部分の容積比により、甲、乙それぞれ負担する。

(3) 中水処理施設は、甲及び乙へ供給する配管の口径断面積比により負担する。

- (4) スプリンクラーポンプ及び主配管は甲、乙の面積比により負担する。
- (5) 屋内消火栓設備のポンプ及び主配管は甲、乙の面積比により負担する。
- (6) 連結送水管の送水口及び主配管は甲、乙の面積比により負担する。
- (7) 屋外消火栓設備及び採水設備は共有建物の甲及び乙の面積比により、甲、乙それぞれ負担する。

5. 空気調和設備工事

空気調和設備、換気設備（熱交換、ダクト配管等）のうち、甲及び乙の専有設備は甲、乙それぞれの負担とし、共有設備は空気調和設備、換気設備対象部分のそれぞれ甲及び乙の専有負荷容量比及び専有容積比により負担する。

6. 昇降機設備工事

昇降機設備のうち、甲及び乙の専有部分は、甲、乙それぞれの負担とし、当該昇降機に係る共有設備は、それぞれ甲及び乙の専有台数比により負担する。また、甲及び乙の共有昇降機設備については、甲及び乙の面積比により負担する。

7. 搬送設備工事費は、次のとおりとする。

搬送設備は、甲及び乙の専有とし、それぞれの負担とする。

8. 外構工事

外構の工事のうち、甲及び乙の専有部分は、甲、乙それぞれの負担とし、共有部分については、それぞれ甲及び乙の面積比により負担する。また、その他部分は、別途協議するものとする。

9. 除害設備工事

除害設備のうち甲及び乙の専有設備は甲、乙それぞれの負担とする。

10. 塵芥処理設備、清掃用設備及び監視制御工事

塵芥処理設備、清掃用設備及び監視制御設備のうち、甲及び乙の専有設備は、甲及び乙それぞれの負担とする。

（共通仮設費の負担方法）

第7条 共通仮設費は、甲及び乙の負担する直接工事費の割合により、それぞれ負担する。

（諸経費の負担方法）

第8条 諸経費は、工事の種目ごとに甲及び乙の負担する直接工事費及び共通仮設費の合計額の割合によりそれぞれ負担するものとする。

（間接費の負担区分）

第9条 間接費は、甲及び乙の負担する工事費の割合によりそれぞれ負担する。

（工事の設計）

第10条 工事の設計は、乙が行い、甲の承認を得るものとし、設計変更を必要とするときは、甲、乙協議するものとする。

(工事の施工)

第11条 工事は、乙が施工するものとし、その実施に当たっては、甲、乙協議するものとする。

(受託費の概算払)

第12条 甲は工事の委託契約の締結後、財務大臣との協議の整った範囲内において、委託費の一部を概算払いすることができる。

(委託費の精算)

第13条 乙は、業務完了後、速やかに委託費の精算書を作成し、甲の承認のもとに精算を行うものとする。

(委託費の流用)

第14条 委託費については、設計費及び工事費から間接費への流用は行わないものとする。ただし、間接費からの流用は妨げないものとする。

(その他)

第15条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国土交通省 東京航空局長

○ ○ ○ ○

乙 ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

(案)

東京国際空港国際線旅客ターミナルビル
官庁部分設計委託契約書

設計委託契約書

国土交通省東京航空局と〇〇〇〇〇との間において締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託に関する協定書」に基づき、支出負担行為担当官 東京航空局長 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項により契約を締結する。

第1章 総 則

(委託業務)

第1条 甲は、協定書第4条で定める甲の専有部分及び共有部分のうち、甲の持分（以下「官庁部分」という。）の施設の設計に係わる業務を下記のとおり乙に委託する。

- | | |
|----------|---|
| (1) 委託件名 | 東京国際空港国際線旅客ターミナルビル
官庁部分設計委託 |
| (2) 委託内容 | 委託に係わる事務内容、経費の配分、事業内容及び業務の実施方法等は、別途定める実施計画書による。 |
| (3) 履行期限 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで |

(委託業務の実施)

第2条 乙は、甲の委託に係わる官庁部分の業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書に定めるものほか、実施計画書により実施しなければならない。当該契約書及び実施計画書に記載された内容が変更されたときも同様とする。

2 前項の規定は、乙が委託業務の全部又は一部を第三者に請負わせ、又は委任した場合（この業務を行うものを以下「請負者」という。）においても適用する。

(委託費の額)

第3条 委託業務の実施に要する経費として、甲が乙に支払う額（以下「委託費」という。）は、金 〇〇〇〇〇 円を限度とする。

- 2 乙は、委託費を実施計画書に記載された経費の配分に従って使用しなければならない。当該経費の配分が変更されたときも同様とする。
- 3 乙は、第1項の委託費をこの契約に係わる委託業務以外に充当使用してはならない。

(概 算 払)

第4条 乙は、委託費のうち、乙が請負者に代金の一部を支払う場合、又は乙が請負者から成果目的物の引渡しを受けその代金を支払う場合は、当該支払額に対応する甲からの委託費の範囲内で、かつ、財務大臣との協議の整った範囲内の額について概算払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、乙から前項の概算払金の請求を受けたときは、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(委託業務の会計処理)

第5条 乙は、委託費については、他の経費と区別して整理し、その内容を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 乙は、その内容を証する証拠書類を整理して保管しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認める場合は、前項に係わる証拠書類を調査できるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させること、及び成果物(未完成の成果物及び業務を実施する上で得られた記録等を含む)を第三者に譲渡し、又は質権その他の担保目的に供してはならない。
- 2 甲は、前項に掲げる行為が、この契約の履行上支障がなく、かつ、特に必要があると認められる場合は、これを承認することができる。
- 3 前項の規定は、乙が請負者に承認する場合においても準用する。

(請負者の一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、第三者への委託が委託業務の一部であり、あらかじめ相手方の住所、氏名、委託を行う業務の範囲、必要性及び契約金額について記載した書類により甲の承認を得た時はこの限りでない。また、相手方の変更等が生じた場合も同様の措置とする。

(物品の管理)

第8条 乙は、事務費により取得した器具、備品等の物品（以下「物品」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

第2章 委託業務の着手・完了・精算

(委託業務の着手)

第9条 乙は、委託業務契約の締結後、速やかに、委託業務を進めるための業務着手報告書に主任技術者届等の必要な書類を添えて、甲に提出しなければならない。

(実施の承認)

第10条 乙は、官庁部分の設計の実施に当たっては、あらかじめ甲と協議を行い第3条の限度額に対する委託費使用計画書及び設計工程表等設計の実施に必要な書類を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をしたときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

(委託業務の指導・監督)

第11条 甲は、必要に応じ、自ら、又は係員を派遣して、委託業務の指導監督をするものとする。ただし、請負者に対する指導監督は、乙を通じて行うものとする。

(中間報告書の提出)

第12条 甲は、必要があると認める場合には、乙に対し、委託業務の実施状況について、中間報告書の提出を求めることができるものとする。

(設計完了報告)

第13条 乙は、官庁部分の設計が完了したときは、速やかに設計完了報告書を甲に提出しなければならない。

(成果品の受領検査)

第14条 甲は、前条の規定による設計完了報告書を受理した日から起算して10日以内に乙の立ち会いを得て、成果品の受領検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格したときは、甲は遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

3 第1項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指示に従い遅滞なく修補し、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計の完了とみなして前項の規定を適用する。

(委託費精算書の作成)

第15条 乙は、前条第2項の規定による通知があったときは、速やかに委託費の精算を行い、使用実績を詳細に記載した委託費精算書を作成しなければならない。

(委託業務完了報告書の提出)

第16条 乙は、前条の規定による委託費精算書を作成したときは、速やかに委託業務完了報告書に委託費精算書を添えて甲に提出しなければならない。

(委託費の確定)

第17条 甲は、前条の規定による委託業務完了報告書を受理したときは、その内容を調査し適正と認めたときは、第3条の規定による限度額の範囲内で委託費の額を確定しなければならない。

2 甲は、前項の規定による額の確定を行ったときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

(成果品の引渡し)

第18条 乙は前条第2項の規定による通知があったときは、速やかに成果品を甲に引渡すものとする。

(委託費の請求・支払)

第19条 乙は、第17条第2項の規定による通知があったときは、確定額について支払請求書を甲に提出するものとし、甲は適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 前項の請求額は、甲が既に乙に対して概算払を行っている場合は、確定額と概算払額との差額とする。

(物品の返還)

第20条 乙は、委託業務の終了後、又は契約が解除された場合には、物品目録を甲に提出し、甲の指示に従って物品を返還するものとする。

第3章 計画変更等

(計画変更・中止)

第 21 条 甲は、必要がある場合には、委託内容を変更し又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託費の限度額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(履行期限の延長)

第 22 条 乙は、乙の責に帰することができない事由、その他の正当な事由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその事由を明らかにした書面をもって、履行期限の延長を求めることができる。
この場合における延長日数は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(計画変更の承認)

第 23 条 乙は、契約書に記載された事項、又は実施計画書に記載された内容を変更しようとするときは、変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 甲は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは遅滞なくこれを承認しなければならない。

(部分引渡し)

第 24 条 乙は、成果品の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲の承諾を得て、当該成果品の一部を引渡すことができる。この場合において、第 13 条を準用し、同条「設計が完了」を「設計の部分完了」とし、「設計完了報告」を「部分引渡し報告書」と読み替え適用する。

2 前項の規程は、第 15 条及び同条項に基づく他の条項には適用しない。

第4章 契約解除・違約金等

(甲の解除権)

第 25 条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により期限内又は期限経過後、相当の期間内に乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

- (2) 乙が、この契約に定める義務に違反し、その違反によって契約の目的を達する見込みがないとき。
- (3) 乙又はその使用人が、甲の行う監督若しくは調査に対し、不正行為を行い、又はその執行を妨げたとき。
- (4) 甲の都合により、契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第26条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が、この契約に定める義務に違反し、その違反によって契約の目的を達する見込みがないとき。

- (2) 第21条の規定による甲との協議が整わないとき。

(違 約 金)

第27条 甲は、第25条第1号から第3号までの規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に対する金額（実施計画書により算定）の100分の10に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 乙は、前条第1号の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に対する金額（実施計画書により算定）の100分の10に相当する金額を甲から違約金として徴収するものとする。

(損害賠償の請求)

第28条 乙は、この契約が第25条第4号又は第26条第2号の規定により解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対しその損害を請求することができる。

2 前項に規程する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第29条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、委託費から設計の既済部分に対する委託費相当額を控除了した額につき、遅延日数に応じ、年 5.0 パーセントの割合で計算した額とする。

(遅滞利息)

第30条 甲の責により第19条の支払いが遅れたときは、乙は、未受領額につき遅延日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。この額が100円未満であるとき、又はその金額に、100円未満の端数があるときは、100円未満の金額は切り捨てるものとする。

(一般的損害)

第31条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由により生じた損害については、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第32条 乙は、設計の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰する事由により生じた場合においては、甲がその責を負うものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第33条 天災その他不可抗力によって、成果品の引渡し前に滅失等により全部、又は一部について損害が生じた場合、乙は、事実発生後、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。

- 2 前項の損害で重大と認められるものについて、乙が善良な管理者の注意をなしたと認められるときは、その損害額のうち甲の委託に係わる部分の額を甲が負担する。この場合において、乙が火災保険その他の損害をてん補するものがあるときは、それらのてん補を損害額から控除した額とする。
- 3 第2項の甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(違約金等の相殺)

第34条 甲は、乙の納付すべき違約金及び損害金を甲が支払うべき金額から控除し、なお、不足を生ずるときは、更に、乙から追徴するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により追徴すべき金額を甲が指定する期限までに納付しないときは、その遅延日数について年5.0パーセントの割合の遅滞金を甲に納付しなければならない。

(瑕疵担保)

第35条 乙は、甲に引渡した成果品の「瑕疵」について、担保の責を負うものとする。ただし、甲の指示した事項によって生じた「瑕疵」については担保の責を負わないものとする。

- 2 甲は、乙に対して相当の期間を定めて「瑕疵」の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに当該「瑕疵」により通常生ずべき損害に対する損害賠償を請求できるものとする。
- 3 前項に定める「瑕疵」についての担保期間は、第18条の規定により成果品の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に、また、第24条の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内とする。ただし、「瑕疵」が、乙及び請負者の故意又は、重大な過失により生じた場合には、当該期間は10年とする。
- 4 甲は、「瑕疵」を発見した場合には、遅滞なく乙に通知するものとする。
- 5 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

第5章 雜 則

(部分使用)

第36条 甲は、第18条の規定による成果物の引渡し前においても、成果物の一部を乙の書面による同意を得て、使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

(特許権等の使用)

第37条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係わる実施上の責任を負うものとする。

(法令等の遵守)

第38条 乙は、この契約の履行に当たり、諸法令に違反してはならない。

(紛争の解決)

第39条 この契約について紛争を生じた場合、双方の協議により解決しないときは、

甲又は乙から甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申立てをするものとする。

(その他の事項)

第40条 この契約書に定めていない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 東京都千代田区九段南1-1-15
支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○

(乙) ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

(案)

東京国際空港国際線旅客ターミナルビル
官庁部分設計委託 実施計画書

実施計画書

本計画書は、東京国際空港国際線旅客ターミナルビル設計委託契約書第1条(2)に基づき、委託業務を実施するための大綱を示すものである。

委託に係わる事務内容

1 甲の委託に係わる事務内容

- (1) 設計請負契約の締結
- (2) 設計の完了確認
- (3) 委託費の支払等の事務
- (4) (1)～(3)に掲げる事務に付帯する事務

2 委託費の経費の配分

東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書（以下「契約書」という。）第3条第2項の経費の配分を次のとおりとする。

費目	平成 年度	平成 年度	合計
設計費			
間接費			
消費税			
合計			

3 委託業務の実施方法

(1) 一般事項

イ 甲は、委託業務の実施にあたり、指導・監督を行う調査職員及び検査を行う検査職員を定め書面をもって、乙に通知するものとする。

ロ 乙は、契約書第9条に定めた業務着手報告書を契約締結後10日以内に甲に提出しなければならない。

ハ 乙は、甲と設計の実施に関する事項について連絡を密にするものとする。

ニ 乙は、本計画の実施にあたり、方法・期間等を考慮し、分離発注とすることができます。

ホ 乙は、特殊な材料、工法等の採用にあたっては、事前に甲と協議するものとする。

(2) 設計に関する事項

イ 乙は、本計画の実施にあたり、技術上の管理を行う主任技術者を定め、書面をもって甲に通知するものとする。

ロ 乙は、設計契約後 20 日以内に設計着手報告書に次の書類を添えて、甲に提出するものとする。

検査職員等通知書 (写)	設 計 工 程 表 (写)
契 約 書 (写)	主任技術者届 (写)
入札経過調書 (写)	設 計 仕 様 書 (写)
着 手 届 (写)	請負代金内訳書 (写)

ハ 乙は、設計の実施にあたり疑義が生じた場合、設計変更の必要が生じた場合、工程が遅延した場合及び設計の遂行が困難となった場合は、速やかに甲と協議するものとする。

ニ 乙は、設計が完了したときは、速やかに設計完了報告書に次の書類を添えて甲に提出するものとする。

完成届 (写)	2 部
検査調書 (写)	2 部
設計図 (写) 二つ折製本 A - 3 版	3 部
設計図 (写) 黒表紙金文字 A - 4 版	3 部
設計計画概要書 (財産区分図・官公面積計算書を含む)	3 部
概算額内訳明細書	3 部
計画工程表 (写)	3 部
仕様書 (写)	3 部

4 事業内容

甲の委託に係わる官庁部分の事業内容は、下記のとおりとする。

イ 建築関係

①主要構造

主要部分の構造は下記のとおりとする。

地階部分	地上部分	備 考

②室内仕上げは下記を標準とする。

室 名	床	腰 壁	壁	天 井
事務室	タイルカーペット	—	石膏ボード EP	岩綿吸音板
旅具等検査場	ラバータイル	—	石膏ボードビニルクロス	岩綿吸音板
電気室	防塵塗料	モルタル	薄付け仕上げ塗材	化粧石膏ボード
機械室	防塵塗料	モルタル	吸音材ガラスクロス押え	吸音材ガラスクロス押
倉庫	モルタル	—	モルタル	化粧石膏ボード
廊下	ビニルタイル	—	石膏ボード EP	岩綿吸音板

但し特殊用途の仕様は別途打ち合わせるものとする。

③外 装

外装及び屋根については、鉄筋コンクリート製又は金属製を原則とし防音、防水に関して考慮する。

④建 具

内部建具は木製又は鋼製軽量建具とし、外部建具は金属製を原則とする。

□ 電気設備

①電源設備

受変電設備（自家発電設備、監視設備、幹線等）については、別途打ち合わせによる。

②照明設備

各室内の平均照度は JIS を標準とし、特殊用途の仕様は別途打ち合わせによる。

③コンセント設備

コンセント設備は国土交通省標準により設置するが、位置、個数については別途打ち合わせる。なお、特殊用途のコンセントについては別途打ち合わせによる。

ハ 通信設備

①電気時計設備

親時計、子時計の個数及び設置位置については、別途打ち合わせによる。

②電話配管設備

電話配管設備の主装置、個数、設置位置については別途打ち合わせによる。

③自動火災報知器

自動火災報知器、非常放送設備等の主装置、個数、設置位置については別途打ち合わせによる。

④放送設備

放送設備の主装置、個数、設置位置については別途打ち合わせによる。

⑤特殊通信設備

特殊用途の通信配管、設備等については別途打ち合わせによる。

ニ 給排水衛生設備

①衛生設備

室内手洗器は国土交通省標準に基づき設置する。特殊用途の仕様については、別途打ち合わせによる。

②給水排水設備

特殊用途の給排水は別途打ち合わせによる。

③屋内消火栓

屋内消火栓等は消防法等の関係法令に基づき設置する。

ホ 空気調和及び換気、排煙設備

①空気調和設備

空気調和の供給時間は、下記を原則とし送風系統を考慮する。

一般事務室 00:00 ~ 00:00

業務室 00:00 ~ 00:00

検査場待合所 00:00 ~ 00:00

但し特殊用途については別途打ち合わせによる。

②換気設備

換気設備は、地階、書庫、便所、湯沸室、その他業務上換気を必要とする場所に限り設置する。

③排煙設備

排煙設備は建築基準法等の関係法令に基づき設置する。

ヘ 昇降設備

①昇降設備

エレベーター、エスカレーター等の基数及び設置位置については、別途打ち合わせによる。

5 様式等

契約書及び実施計画書に関する必要書類の規格、提出部数及び様式は別表及び様式による。

6 その他

本計画書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途甲乙協議するものとする。

(別 表)

書類	添付書類	規格	提出部数	様式
業務着手報告書	主任技術者届 計画実施工程表	A-4	3部	様式-1 様式-2 様式-3
実施計画承認申請書	委託費使用計画書 設計工程表	A-4	3部	様式-4 様式-5 様式-6
設計着手報告書	検査職員等通知書(写) 設計仕様書(写) 契約書(写) 入札経過調書(写) 着手届(写) 設計工程表(写) 主任技術者届(写) 請負代金内訳書(写)	A-4	2部	様式-7
中間報告書		A-4	2部	様式-8
部分引渡し報告書	設計図(写) 設計図(写) 仕様書(写) 計画工程表(写) 概算額内訳明細書	A-4 A-3 A-4 A-4 A-3	2部 3部 3部 3部 3部	様式-9 ※-1 ※-2

(別 表)

書類	添付書類	規格	提出部数	様式
設計完了報告書	完成届(写) 検査調書(写) 設計図(写) 設計図(写) 仕様書(写) 計画工程表(写) 概算額内訳明細書 設計計画概要書	A-4 A-4 A-3 A-4 A-4 A-4 A-4 A-3 A-4	2部 2部 2部 3部 3部 3部 3部 3部	様式 - 10 ※-1 ※-2
委託業務完了報告書	委託費精算書	A-3	3部	様式 - 11
実施計画変更承認申請書	変更理由書 変更計画書	A-4 A-4 A-4	3部	様式 - 12 様式 - 13 様式 - 14

$$\times - 1$$

A-3版(見開きA-2版) 表紙及び背に件名印字

— 2

A-4版(見開きA-3版) 表紙及び背に件名印字

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

業務着手報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書」第9条の規程に基づき、別紙のとおり業務に着手したので報告します。

記

1 着手年月日 平成 年 月 日

2 添付書類 主任技術者届
計画実施工程表

主任技術者届

件 名	東京国際空港国際線旅客ターミナルビル 官庁部分設計委託	
契 約 番 号	平成 年度 第 号	
主任技術者	職 名	氏 名
上記の者を主任技術者と定め受託業務の一切を処理させますから お届けします。		
平成 年 月 日		

計画実施工程表

着手年月日
完了年月日

件名 東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託

種目別	着手年月日	完了年月日	所要日数
1. 設計費 設 計	平成 年 月下旬	平成 年 月下旬	
2. 事務費	平成 年 月上旬	平成 年 月下旬	

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

実施計画承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書」第 10 条の規定に基づき、別添のとおり実施したいので承認を受けたく申請します。

委託費使用計画書

(単位:千円)

区分	合計	平成 年度	平成 年度	備考
設 計				
設計費				
事務費				
消費税				
(計)				

設 計 工 程 表

区 分	平成 年度			平成 年度												備 考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
設 計																

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

設 計 着 手 報 告 書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書」第1条の規程に係わる実施計画書の3の(2)の口に基づき、下記のとおり設計に着手したので報告します。

記

- | | |
|-----------|----------|
| 1 設 計 件 名 | |
| 2 設計着手年月日 | 平成 年 月 日 |
| 3 請 負 者 | |
| 4 添 付 書 類 | |
- 検査職員等通知書(写) 契 約 書(写)
入札経過調書(写) 着 手 届(写)
設計工程表(写) 主任技術者届(写)
設計仕様書(写)
請負代金内訳書(写)

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

中間報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書」第 12 条の規程に係わる委託業務の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

部分引渡し報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書」第 24 条の規程により、下記のとおり設計の一部が完了したので報告します。

記

1 部分引渡し年月日 平成 年 月 日

2 添 付 書 類

設計図（写）二つ折製本
設計図（写）黒表紙金文字製本
仕様書（写）
概算額内訳明細書
計画工程表（写）

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

設計完了報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書」第1条の規程に係わる実施計画書の3の(2)のニに基づき、下記のとおり設計が終了したので報告します。

記

1 設計完了年月日 平成 年 月 日

2 添 付 書 類

- 完成届（写）
- 検査調書（写）
- 設計図（写）二つ折製本
- 設計図（写）黒表紙金文字製本
- 仕様書（写）
- 概算額内訳明細書
- 計画工程表（写）
- 設計計画概要書

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

委託業務完了報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書」第16条の規程に基づき、下記のとおり業務が完了したので報告します。

記

1 工事完了年月日 平成 年 月 日

2 添 付 書 類 受託費精算書

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書」第 23 条の規程に基づき、下記のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 変更事由 別添変更理由書のとおり

2 変更内容 別添変更計画書のとおり

變更理由書

--

変更計画書

(委託費の額)

単位：千円

区分	原契約	変更契約
委託費限度額		

(委託費の額)

単位：千円

区分 費目	変更前		変更後	
	平成	年度	平成	年度
設計費				
間接費				
消費税				
合計				

(案)

**東京国際空港国際線旅客ターミナルビル
官庁部分建設委託契約書**

建設委託契約書

国土交通省東京航空局と との間において締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託に関する協定書」に基づき、支出負担行為担当官東京航空局長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) の間に、次の条項により契約を締結する。

第1章 総 則

(委託業務)

第1条 甲は、甲の専有部分及び共有部分のうち、甲の持分(以下「官庁部分」という。)の施設の工事に係わる業務を下記のとおり乙に委託する。

(1) 委託件名	東京国際空港国際線旅客ターミナルビル 官庁部分建設委託
(2) 委託内容	委託に係わる事務内容、経費の配分、事業内容及び業務の実施方法等は、別途定める実施計画書による。
(3) 履行期限	平成 年 月 日まで

(委託業務の実施)

第2条 乙は、甲の委託に係わる官庁部分の業務(以下「委託業務」という。)をこの契約書に定めるもののほか、実施計画書により実施しなければならない。当該契約書及び実施計画書に記載された内容が変更されたときも同様とする。

2 前項の規定は、乙が委託業務の全部又は一部を第三者に請負わせ、又は委任した場合(この業務を行うものを以下「請負者」という。)においても適用する。

(委託費の額)

第3条 委託業務の実施に要する経費として、甲が乙に支払う額(以下「委託費」という。)は、金 円を限度とする。

2 乙は、委託費を実施計画書に記載された経費の配分に従って使用しなければならない。当該経費の配分が変更されたときも同様とする。

3 乙は、第1項の委託費をこの契約に係わる委託業務以外に充当使用してはならない。

(概算払)

第4条 乙は、委託費のうち、乙が請負者に代金の一部を支払う場合、又は乙が請負者から工事目的物の引渡しを受けその代金を支払う場合は、当該支払額に対応する甲からの委託費の範囲内で、かつ、財務大臣との協議の整った範囲内の額について概算払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、乙から前項の概算払金の請求を受けたときは、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(委託業務の会計処理)

第5条 乙は、委託費について、他の経費と区別して整理し、その内容を明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、その内容を証する証拠書類を整理して保管しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認める場合は、前項に係わる証拠書類を調査できるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(債権譲渡・担保等の制限)

第6条 乙は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1)この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2)引渡し前の工事物件を第三者に譲渡し、貸し付け又は質権その他の担保物件を設定すること。
- 2 甲は、前項に掲げる行為が、この契約の履行上支障がなく、かつ、特に必要があると認められる場合は、これを承認することができる。
- 3 前2項の規定は、乙が請負者に承認する場合において準用する。この場合において引渡し前を工事中と読み替える。

(請負者の一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、第三者への委託が委託業務の一部であり、あらかじめ相手方の住所、氏名、委託を行う業務の範囲、必要性及び契約金額について記載した書類により甲の承認を得た時はこの限りでない。また、相手方の変更等が生じた場合も同様の措置とする。

(物品の管理)

第 8 条 乙は、事務費により取得した器具、備品等の物品（以下「物品」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

第 2 章 委託業務の着手・完了・精算

(委託業務の着手)

第 9 条 乙は、委託業務契約の締結後、速やかに、委託業務を進めるための業務着手報告書に主任技術者届等の必要な書類を添えて、甲に提出しなければならない。

(実施の承認)

第 10 条 乙は、官庁部分の工事の実施に当たっては、あらかじめ甲と協議を行い第 3 条の限度額に対する委託費使用計画書及び工事工程表等工事の実施に必要な書類を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をしたときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

(委託業務の指導・監督)

第 11 条 甲は、必要に応じ、自ら、又は係員を派遣して、委託業務の指導監督をするものとする。ただし、請負者に対する指導監督は、乙を通じて行うものとする。

(中間報告書の提出)

第 12 条 甲は、必要があると認める場合には、乙に対し、委託業務の実施状況について、中間報告書の提出を求めることができるものとする。

(工事完了報告)

第 13 条 乙は、官庁部分の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務物件の受領検査)

第 14 条 甲は、前条の規定による工事完了報告書を受理した日から起算して 10 日以内に乙の立ち会いを得て、工事物件の受領検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格したときは、甲は遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

3 第1項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指示に従い遅滞なく修補し、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完了とみなして前項の規定を適用する。

(委託費精算書の作成)

第15条 乙は、前条第2項の規定による通知があったときは、速やかに委託費の精算を行い、使用実績を詳細に記載した委託費精算書を作成しなければならない。

(委託業務完了報告書の提出)

第16条 乙は、前条の規定による委託費精算書を作成したときは、速やかに委託業務完了報告書に委託費精算書を添えて甲に提出しなければならない。

(委託費の確定)

第17条 甲は、前条の規定による委託業務完了報告書を受理したときは、その内容を調査し適正と認めたときは、第3条の規定による限度額の範囲内で委託費の額を確定しなければならない。

2 甲は、前項の規定による額の確定を行ったときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

(建設物件の引渡)

第18条 乙は前条第2項の規定による通知があったときは、速やかに建設物件引渡書を甲に提出するものとする。ただし、建設物件の引渡し方法等については、甲乙別途協議するものとする。

(委託費の請求・支払)

第19条 乙は、第17条第2項の規定による通知があったときは、確定額について支払請求書を甲に提出するものとし、甲は適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 前項の請求額は、甲が既に乙に対して概算払を行っている場合は、確定額と概算払額との差額とする。

(物品の返還)

第20条 乙は、委託業務の終了後、又は契約が解除された場合には、物品目録を甲に提出し、甲の指示に従って物品を返還するものとする。

第3章 計画変更等

(計画変更・中止)

第21条 甲は、必要がある場合には、委託内容を変更し又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託費の限度額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(経済情勢等の変動による委託費の限度額の変更)

第22条 甲及び乙は、この契約の締結後、この契約の委託費の限度額を構成する費目の価格等が法令等により設定、改定若しくは廃止されたとき又は著しい経済情勢の変動があったときは、相手方に対して書面をもって委託費の限度額又は委託内容の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変更すべき委託費の限度額又は委託内容を甲乙協議して定めることができる。

(履行期限の延長)

第23条 乙は、乙の責に帰することができない事由、その他の正当な事由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその事由を明らかにした書面をもって、履行期限の延長を求めることができる。
この場合における延長日数は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(計画変更の承認)

第24条 乙は、契約書に記載された事項、又は実施計画書に記載された内容を変更しようとするときは、変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは遅滞なくこれを承認しなければならない。

第4章 契約解除・違約金等

(甲の解除権)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により期限内又は期限経過後、相当の期間内に乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

- (2) 乙が、この契約に定める義務に違反し、その違反によって契約の目的を達する見込みがないとき。
- (3) 乙又はその使用人が、甲の行う監督若しくは調査に対し、不正行為を行い、又はその執行を妨げたとき。
- (4) 甲の都合により、契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第26条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が、この契約に定める義務に違反し、その違反によって契約の目的を達する見込みがないとき。
- (2) 第21条の規定による甲との協議が整わないとき。

(違約金)

第27条 甲は、第25条第1号から第3号までの規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に対する金額（実施計画書により算定）の100分の10に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 乙は、前条第1号の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に対する金額（実施計画書により算定）の100分の10に相当する金額を甲から違約金として徴収するものとする。

(損害賠償の請求)

第28条 乙は、この契約が第25条第4号又は第26条第2号の規定により解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対しその損害を請求することができる。

- 2 前項に規程する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第29条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、委託費から工事の既済部分に対する委託費相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額とする。

(遅滞利息)

第30条 甲の責により第19条の支払いが遅れたときは、乙は、未受領額につき遅滞日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の遅滞利息を請求することができる。この額が100円未満であるとき、又はその金額に、100円未満の端数があるときは、100円未満の金額は切り捨てるものとする。

(一般的損害)

第31条 建設物件の全部又は一部の引渡し前に、建設物件又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由により生じた損害については、この限りでない。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、甲乙協議して甲の負担額を定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第32条 乙は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰する事由により生じた場合においては、甲がその責を負うものとする。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、甲乙協議して甲の負担額を定めるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第33条 天災その他不可抗力によって、工事の既済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した検査済み工事材料又は建設機械器具に関して損害を生じたときは、乙は、事実発生後、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の損害で重大と認められるものについて、乙が善良な管理者の注意をなしたと認められるときは、その損害額のうち甲の委託に係わる部分の額を甲が負担する。この場合において、乙が火災保険その他の損害をてん補するものがあるときは、それらのてん補を損害額から控除した額とする。
- 3 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、甲及び乙がこれを負担する。
- 4 第2項及び第3項の甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(違約金等の相殺)

第34条 甲は、乙の納付すべき違約金及び損害金を甲が支払うべき金額から控除し、なお、不足を生ずるときは、更に、乙から追徴するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により追徴すべき金額を甲が指定する期限までに納付しないときは、その遅延日数について年5.0パーセントの割合の遅滞金を甲に納付しなければならない。

(瑕疵担保)

第35条 乙は、甲に引渡した工事物件の「瑕疵」について、担保の責を負うものとする。ただし、甲の指示した事項によって生じた「瑕疵」については担保の責を負わないものとする。

- 2 甲は、乙に対して相当の期間を定めて「瑕疵」の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに当該「瑕疵」により通常生ずべき損害に対する損害賠償を請求できるものとする。
- 3 前項に定める「瑕疵」についての担保期間は第18条の規定による引渡しの日から2年とする。ただし、「瑕疵」が、乙及び請負者の故意又は、重大な過失により生じた場合には、当該期間は10年とする。
- 4 甲は、「瑕疵」を発見した場合には、遅滞なく乙に通知するものとする。
- 5 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

第5章 雜 則

(臨機の措置)

第36条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、乙はあらかじめ甲の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときにはこの限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、その執った措置の内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して所要の臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 第1項又は前項の措置に要した費用及びその負担については、甲乙協議して定める。

(部分使用)

第37条 甲は、第18条の規定による工事物件の引渡前においても工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て、無償で使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

(特許権等の使用)

第38条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係わる実施上の責任を負うものとする。

(法令等の遵守)

第39条 乙は、この契約の履行に当たり、諸法令に違反してはならない。

(紛争の解決)

第40条 この契約について紛争を生じた場合、双方の協議により解決しないときは、甲又は乙から甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申立てをするものとする。

(その他の事項)

第41条 この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都千代田区九段南1丁目1番15号
支出負担行為担当官
東京航空局長

(乙)

(案)

東京国際空港国際線旅客ターミナルビル
官庁部分建設委託 実施計画書

実施計画書

本計画書は、東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書第1条（2）に基づき、業務委託を実施するための大綱を定めるものである。

委託に係わる事務内容

1 甲の委託に係わる事務内容

- (1) 工事請負契約の締結
- (2) 工事監理
- (3) 工事竣工検査・完了の確認
- (4) 委託費の支払等の事務
- (5) (1)～(4)に掲げる事務に付帯する事務

2 委託費の経費の配分

東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書（以下「契約書」という。）第3条第2項の経費の配分を次のとおりとする。

金額単位：千円

費目	合計	平成 年度	平成 年度	平成 年度
工事費				
間接費				
消費税				
合計				

3 委託業務の実施方法

(1) 一般事項

イ 甲は、委託業務の実施にあたり、指導・監督を行う監督職員及び検査を行う検査職員を定め書面をもって、乙に通知するものとする。

ロ 乙は、契約書第9条に定めた業務着手報告書を契約締結後速やかに甲に提出しなければならない。

ハ 乙は、甲と工事の実施に関する事項について連絡を密にするものとする。

ニ 乙は、本計画の実施にあたり、方法・期間等を考慮し、分離発注（以下「工事」という。）することができる。

ホ 乙は、特殊な材料、工法等の採用にあたっては、事前に甲と協議するものとする。

（2）工事施工及び工事監理に関する事項

イ 乙は、工事の実施にあたり、指導・監督等を行う監督職員及び検査職員を定め書面をもって甲に通知するものとする。

ロ 乙は、工事の実施にあたり、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙の請負者が作成したこれらの図書及び工程表等必要な書類を提出させ、承認を行うものとする。また、承認を行ったもののうち、必要と認められるものについては乙は、甲にその旨を報告するものとする。

ハ 乙は、工事着手後、四半期毎に工事の進捗状況を甲に報告するものとする。

ニ 乙は、設計図書において立会若しくは見本検査を受けるものと指定された工事材料及び立会のうえ施工するものと指定された工事については、当該立会若しくは検査のため職員を派遣し、立会若しくは検査を行わせ、その結果を整理し、明確にしておくものとする。

また、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整理すべきものと指定されたものについても、当該記録を整理し、明確にしておくものとする。

ホ 乙は、工事監理に係る日誌を備え、勤務状況、業務内容を整理し、明確にしておくものとする。

ヘ 乙は、工事契約後 20 日以内に工事着手報告書に次の書類を添えて、甲に提出するものとする。

検査職員等通知書（写）

工事工程表（写）

契約書（写）

現場代理人・主任技術者届（写）

入札経過調書（写）

請負代金内訳書（写）

工事着工届（写）

工事発注図面製本

ト　乙は、工事の実施にあたり、疑義が生じた場合、設計変更の必要が生じた場合、工程が遅延した場合及び工事の遂行が困難となった場合は、速やかに甲と協議するものとする。

チ　乙は、工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書に次の書類を添えて甲に提出するものとする。

完成図面製本
竣工検査報告書
完成届（写）

完成図書
自主検査書

リ　乙は、全ての工事が完了したときは、速やかに全工事完了報告書に次の書類を添えて甲に提出するものとする。

完成図面製本（黒表紙・縮刷版）
完成写真

4 事業内容

甲の委託に係わる官庁部分の事業内容は、国際線旅客ターミナルビル新築工事（設備工事を含む）とし、その範囲等は別添図面による。

5 様式等

実施計画書に関する必要書類の規格、提出部数及び様式は、原則として別表及び様式による。

6 その他

本計画書に定めのない事項又は疑義を生じた場合においては、別途甲乙協議するものとする。

(別 表)

書類	添付書類	規格	提出部数	様式
業務着手報告書	主任技術者届 計画実施工程表	A-4	3 部	様式 - 1 様式 - 2 様式 - 3
実施計画承認申請書	委託費使用計画書 工事工程表	A-4	3 部	様式 - 4 様式 - 5 様式 - 6
工事着手報告書	検査職員等通知書(写) 契約書(写) 入札経過調書(写) 工事着手届(写) 工事工程表(写) 現場代理人届(写) 主任技術者届(写) 請負代金内訳書(写) 工事発注図面製本	A-4	2 部	様式 - 7
工事監理報告書	指示書(写) 施工図(写) 工事工程表(写)	A-3 A-4	2 部	※-1 様式 - 8

※-1

A-3版(見開きA-2版) 表紙及び背に件名印字

(別 表)

書類	添付書類	規格	提出部数	様式
進捗状況報告書	工事進捗写真 工事工程表(写) 出来高報告書	A-4	2部	様式-9
中間報告書		A-4	2部	様式-10
工事完了報告書	完成図面製本 竣工検査報告書 完成届(写) 完成図書 自主検査書	A-4 A-3 A-4 A-4 A-4 A-4	2部	様式-11 ※-2 ※-3

※-2

A-3版(見開きA-2版) 表紙及び背に件名印字

※-3

A-4版(見開きA-3版) 表紙及び背に件名印字

(別 表)

書類	添付書類	規格	提出部数	様式
全工事完了報告書	完成図面製本(黒表紙) 完成写真	A-4 A-4	3 部	様式 - 12 ※-4 ※-5
委託業務完了報告書	委託費精算書	A-4 A-3	3 部 3 部	様式 - 13
建設物件引渡書	工事完成引渡書	A-4 A-4	3 部	様式 - 14 様式 - 15
実施計画変更承認申請書	変更理由書 変更計画書	A-4 A-4 A-4	3 部	様式 - 16 様式 - 17 様式 - 18

※-4

黒色堅背表紙(背及び表紙に件名印字「金文字」)

A-1図面をA-2に縮小し、A-4サイズに折り込む

※-5

背及び表紙に件名記入

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

業務着手報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第9条の規程に基づき、別紙のとおり業務に着手したので報告します。

記

- | | |
|---------|-------------------|
| 1 着手年月日 | 平成 年 月 日 |
| 2 添付書類 | 主任技術者届
計画実施工程表 |

主任技術者届

件 名	東京国際空港国際線旅客ターミナルビル 官庁部分建設委託	
契 約 番 号	平成 年度 第 号	
主任技術者	職 名	氏 名
上記の者を主任技術者と定め受託業務の一切を処理させますから お届けします。		
平成 年 月 日		

計画実施工程表

着手年月日
完了年月日

件名 東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託

種目別	着手年月日	完了年月日	所要日数
1. 工事費 建築工事	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
2. 事務費	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

実施計画承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第 10 条の規程に基づき、別添のとおり実施したいので承認を受けたく申請します。

委託費使用計画書

(単位:千円)

区分	合計	平成 年度	平成 年度	平成 年度
新築工事				
建築工事				
工事費				
事務費				
消費税				
(計)				

工事工程表

区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
新築工事			
建築工事			

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

工事着手報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第1条の規程に係わる実施計画書の3の(2)のへに基づき、下記のとおり工事に着手したので報告します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工事件名 | |
| 2 工事着手年月日 | 平成 年 月 日 |
| 3 請負者 | |
| 4 添付書類 | 検査職員等通知書(写) 契約書(写)
入札経過調書(写) 工事着工届(写)
工事工程表(写) 請負代金内訳書(写)
現場代理人・主任技術者届(写)
工事発注図面製本(二つ折) |

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

工事監理報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第1条の規程に係わる実施計画書の3の(2)のロに基づき、別添のとおり承諾したので報告します。

記

1 承認年月日 平成 年 月 日

2 承認項目

3 添付書類 指示書(写)
施工図(写)
工事工程表(写)

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

進捗状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第1条の規程に係わる実施計画書の3の(2)のハに基づき、下記のとおり報告します。

記

1 件 名

2 添付書類

出来高報告書
工事進捗写真
工事工程表(写)

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

中間報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第 12 条の規程に係わる委託業務の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

工事完了報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第1条の規程に係わる実施計画書の3の(2)のチに基づき、下記のとおり工事が完了したので報告します。

記

1 工事完了年月日 平成 年 月 日

2 添 付 書 類

完成図面製本	完成届(写)
竣工検査報告書	自主検査書
完 成 図 書	

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

全工事完了報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第1条の規程に係わる実施計画書の3の(2)のりに基づき、下記のとおり全工事が完了したので報告します。

記

1 全工事完了年月日 平成 年 月 日

2 添付書類 完成図面製本(黒表紙・縮刷版)
完成写真

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

委託業務完了報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第 16 条の規程に基づき、下記のとおり業務が完了したので報告します。

記

1 完了年月日 平成 年 月 日

2 添付書類 受託費精算書

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

建設物件引渡書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第 18 条の規程に基づき、下記のとおり引渡しますので受領方願います。

記

1 引渡年月日 平成 年 月 日

2 添付書類 工事完成引渡書

工事完成引渡書

契約件名

契約番号

工 期 起工 平成 年 月 日より
竣工 平成 年 月 日まで

契約金額 ¥ — (うち取引にかかる消費税及び地方消費税
の額¥)

官給品価格 ¥ _____

完成図面

上記工事が完了し給付の確認を得ましたので引渡しをいたします。

平成 年 月 日

受託者 住 所 ○○○○○

氏名 ○○○○○
○○ ○○

東京航空局長殿

上記物件を現場において引受けました。表示物件は別紙のとおりです。

検査職員

印

保存主任事務取扱要領第7条の規定により、上記物件の立会を完了した。

立会者 国有財産保存主任

印

○○○ 第 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって締結した「東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書」第 24 条の規程に基づき、下記のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 変更事由 別添変更理由書のとおり

2 変更内容 別添変更計画書のとおり

變更理由書

--

変更計画書

(委託費の額)

単位：千円

区分	原契約	変更契約
委託費限度額		

単位：千円

区分 項目	合計	変更前		変更後		備考
		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
工事費						
間接費						
消費税						
合計						

CIQ 施設条件書

本資料に記載する各施設規模は計算値であり
設計段階において変更もあり得る

1. 諸室計画面積

単位 : m²

区分	CIQ 棟	旅客ビル					旅客ビル、CIQ 棟 合計
		出国	入国	その他	計		
専用部分	税関	3,242	125	* 1	979	* 2 617	1,721 4,963
	入管	1,517	183		565	0	748 2,265
	検疫	356	* 3 9		517	0	526 882
	植物防疫	767	0		56	0	56 823
	動物検疫	750	0		32	0	32 782
	小計	6,632	317		2,149	617	3,083 9,715
共用諸室		818	* 4 80		0	0	80 898
合計		7,450	397		2,149	617	3,163 10,613
その他	便所、給湯室 通路、設備諸室	4,216		* 5 532		3,143	3,675 7,891
総合計		11,666	397		2,681	3,760	6,838 18,504

* 1 - 検査場付隨事務室（合計 905 m²）の他、入国検査場内に設置されるパーサーカウンター（44 m²）、徴税事務室（30 m²）の各諸室（合計 74 m²）が含まれる。

* 2 - 旅具電算部門電算室等（79 m²）、取締部門諸室（375 m²）、麻薬探知犬犬舎等（142 m²）及び乗継カウンター等（21 m²）の各諸室（合計 617 m²）。なお、配置は以下のとおりとする。

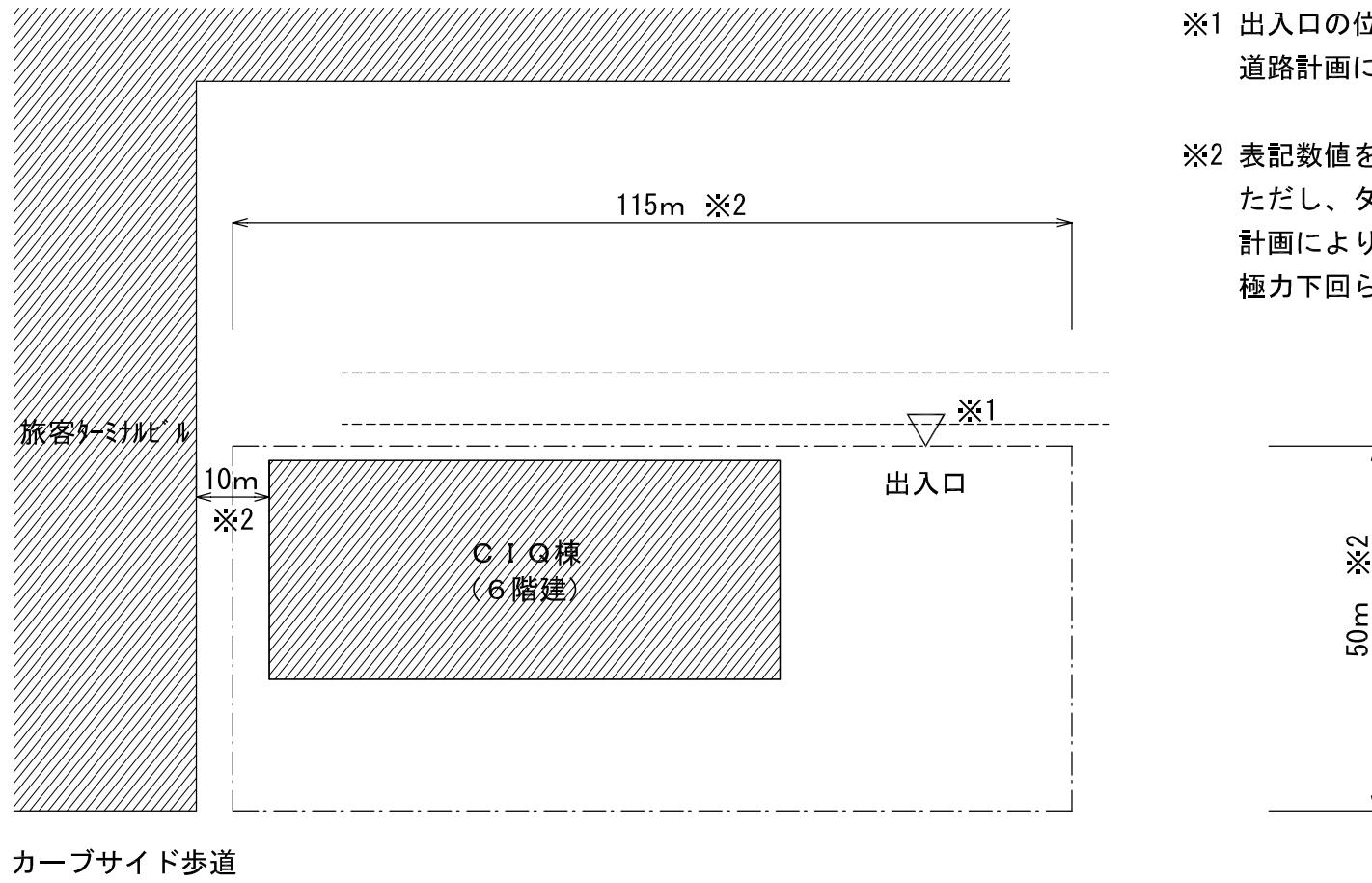
- ・ 旅具電算部門電算室等：入国検査場付隨事務室近傍
- ・ 取締部門諸室：エアサイドに面し、制限区域への出入監視が可能な位置
- ・ 麻薬探知犬犬舎等：手荷物荷捌き場に面した位置
- ・ 乗継カウンター等：到着コンコースに面した位置

* 3 - 感染症情報コーナー（9 m²）。なお、配置は出国後の旅客の目につきやすい位置とする。

* 4 - 広報展示室（40 m² × 2 個所）。なお、配置は保安検査場近傍の出発ロビー内及び出国後のそれぞれ旅客の目につきやすい位置とする。

* 5 - 入国検査場内に設置される旅客用トイレ（税関：162 m² × 2 個所、入管：139 m²）、授乳室（税関：20 m² × 2 個所、入管：9 m²）、喫煙室（税関：20 m²）の各諸室（合計 532 m²）。

2. C I Q 棟配置



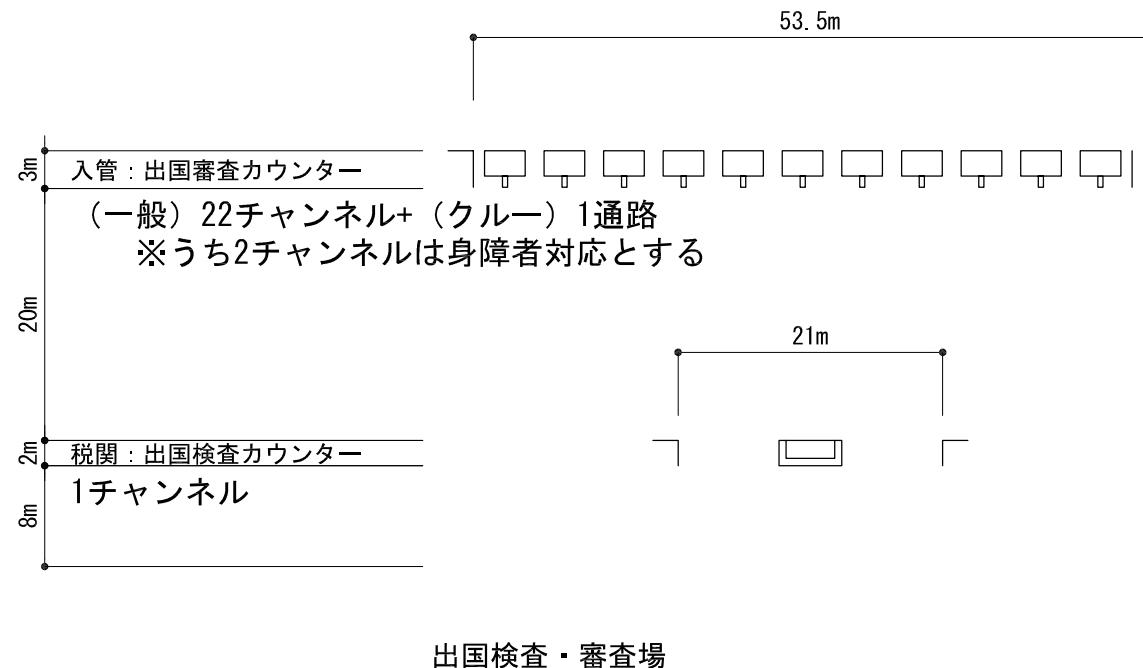
※1 出入口の位置は全体の道路計画により決定する。

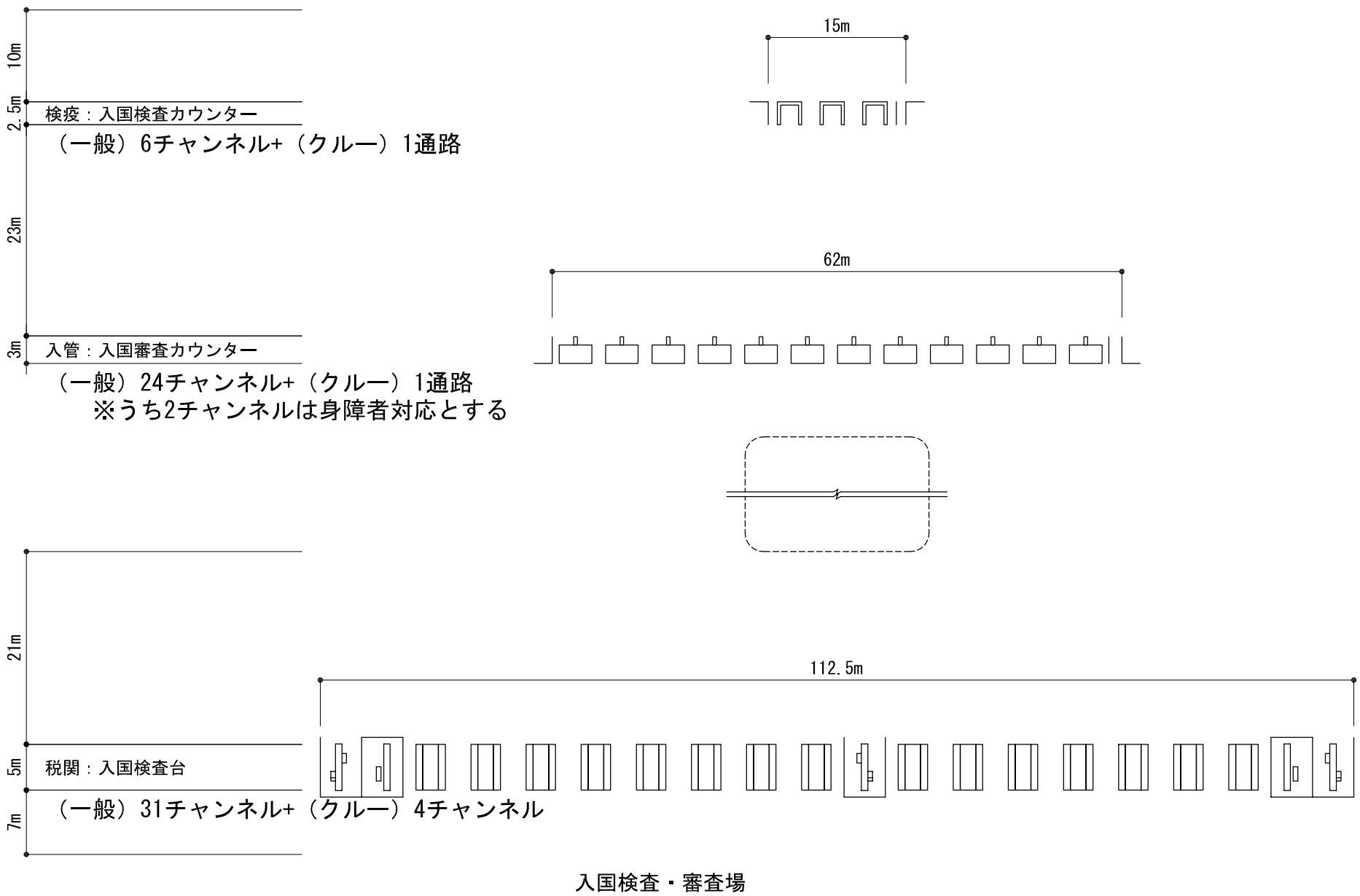
※2 表記数値を基本とする。ただし、ターミナルビルの計画により変更する場合は、極力下回らない事。

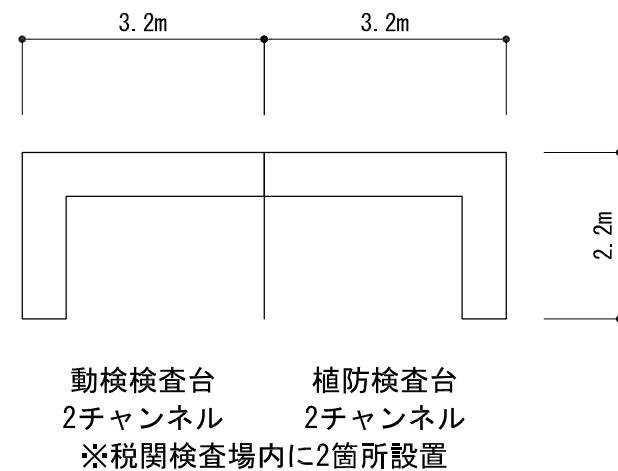
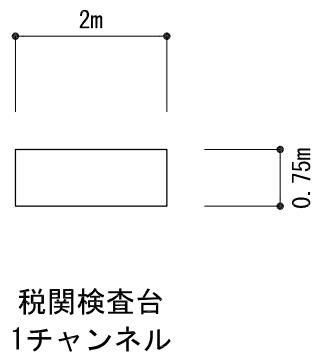
C I Q 棟の計画は以下の考え方配慮すること

- ① 旅客ターミナルビルに近接させる（隣棟間隔=10m）
- ② 旅客ターミナルビルとの効率の良い業務動線の確保
- ③ 旅客ターミナルビルと近接した玄関及び業務用出入口の確保

3. 検査・審査カウンター







乗継ぎ検査場

入国検査場